

# 再意見書

平成 24 年 3 月 1 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail:

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

再意見提出者 イー・アクセス株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの)</p> <p>【ドライカッパ】</p> <p>(略)</p> <p>その場合、結果として国民利便を損ねることとなりかねないことから、電気通信市場の将来を見据え、現段階からメタル回線を今後どのように取扱っていくのかといった通信インフラの在り方について、いずれかの場で具体的な検討を速やかに行う必要があると考えます。</p> <p>なお、検討に当たっては、まずNTT東・西が、コア網だけでなくアクセス網の移行計画の詳細を示すと共に、メタル回線の今後の在り方の検討に資する更なる情報開示を行うことが必要であり、当該情報に加えて接続事業者からの意見聴取等も実施し、多角的な視点で検討を行うべきです。</p> <p>(略)</p>	<p>■ アクセス網の展望に係る情報開示について</p> <p>移行期の接続料算定の議論においては、NTT東西殿がアクセス網の展望に係る情報を開示頂く必要があるとの各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>移行期における接続料算定の見直しに当たっては、各社殿の指摘する「メタル/光の二重コストの回避方法」や「メタル回線を利用したサービスの継続可否」、「代替サービスの提供方法」といった、今後のメタル回線に係るサービスの在り方について、接続事業者及び利用者における予見性を確保した上で、コスト最適化を検討する必要があると考えます。</p> <p>しかしながら、NTT東西殿はアクセス網の展望については「2020年代初頭にも一定程度のメタル回線が残ること」を示しているのみで、検討に資する十分な情報を開示頂けておりません。</p> <p>従って、NTT東西殿には、現在総務省殿より行政指導等で報告が要請されている算定方法の見直しに必要な各種情報に加え、今後のアクセス網の展望に係る情報も開示頂いた上で、これら情報を基に関係事業者参加型の議論を行う必要があると考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1. 実績原価方式を適用するメタル回線接続料について</p> <p>(1) 移行期の接続料算定について</p> <p>(略)</p> <p>平成22年11月2日にNTT東西殿より概括的展望が示されましたが、メタル回線設備の在り方や今後の光回線設備への具体的な移行スケジュール等、メタル回線を利用したサービスの維持やメタル回線接続料等の適切なコストの検討に資する情報は提示されていません。そのため、接続事業者は光サービスへの移行も出来ないまま、その接続料上昇分をサービス競争上利用者のサービス価格へ転嫁することも出来ない状態が続いています。この状況は、ひいては接続事業者の財務基盤を圧迫し、サービス撤退につながるものであり、結果として通信市場の公正競争環境の健全な発展を妨げ、通信サービス利用者の選択肢を消失させるものです。</p> <p>(略)</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
TOKAIコミュニケーションズ株式会社	<p>1. 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の情報開示について (略)</p> <p>あらたな制度の導入に際しては、NTT東西、接続事業者をはじめとする関係当事者が議論を行うことが必要となりますが、現状、少なくとも接続事業者の事業継続の予見性に資する十分な情報が開示されているとは言えません。</p>	
11社連名	<p>(2)接続事業者の事業予見性確保に資する情報</p> <p>平成22年11月2日にNTT東西よりコア網の概括的展望が示されましたが、アクセス網については、メタル回線設備移行計画等の接続事業者が今後の事業の予見性確保に必要な情報は未だ提示されておりません。従って、情報通信審議会答申に基づく行政指導も踏まえて、例えば、以下のような情報を早期かつ積極的に開示すべきと考えます。</p> <p>(略)</p> <p>3. 算定方法見直し等の検討に向けた関係事業者参加型の議論の場の設定</p> <p>ドライカップ接続料等の当該算定方法の抜本的な見直しによる構造的問題の早期解決及び、ドライカップ電話やADSLといったメタルサービスの今後の在り方について道筋を示すため、NTT東・西に要請された種々の取組やメタル回線に係る上記、1. (1)及び(2)のデータ等の検証、上記2で示した諸課題について検討、議論する場として、総務省主催による関係事業者参加型の場を直ちに設定すべきと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの)</p> <p>【ドライカップ】</p> <p>(略)</p> <p>メタルの未利用回線の扱いに関しては、現在の利用実態を見ると、未利用の回線が多数存在しており(2010年度末の未利用芯線率 NTT東:65.4%、NTT西:62.9%)、年々増加傾向にあることに留意すべきです。これらの未利用回線は専らユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えますが、基本的に接続事業者は使用することのない回線であり、当該回線に係るコストが接続料上昇の最大の要因となっていることから、マイグレーションの状況を踏まえ、接続料算定対象コストとしてどのように取扱っていくべきか早急に検討すべきです。</p> <p>(略)</p>	<p>■ 未利用芯線コストの扱いについて</p> <p>メタルの未利用芯線コストの扱いの見直しを必要とする各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>現状、メタル回線の需要減に伴い増大する未利用芯線コストは接続事業者及びそのサービス利用者が負担する構造となっておりますが、その結果ユーザ料金の値上げ等により接続事業者サービスにおける利用者利便性を損なわないためにも、接続事業者サービスにて利用見込みの無い未利用芯線コストを原価から除外する必要があると考えます。</p> <p>なお、具体的な除外方法については、上述の関係事業者参加型の検討の場において、NTT東西殿から開示頂いたデータを基に多角的な議論を行うべきと考えます。</p>
11社連名	<p>2. メタル回線設備の利用実態に応じたNTT東・西におけるコスト削減方策の検討・実施</p> <p>(略)</p> <p>現在、未利用のまま残置されているメタル回線については、とりわけ長期にわたり使用されていない回線が多数存在し(2010年度末の未利用芯線率 NTT東:65.4%、NTT西:62.9%)、これらの回線は専らユニバーサルサービスの観点から残置されていると言えます。基本的に接続事業者として使用することのない当該回線に係るコストは構造的な接続料上昇の最大要因ですが、マイグレーションの進展とともに問題が深刻化する一方であることから、接続料算定対象コストとしてどう取り扱っていくべきか早急に検討すべきです。</p> <p>(略)</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの)</p> <p>【ドライカップ】</p> <p>(略)</p> <p>メタル設備に係る耐用年数については、現状、法定耐用年数が適用されていますが、法定耐用年数以上に利用されている設備も存在します。利用実態を踏まえ、経済的耐用年数への変更といった見直しをすべきであり、現行の算定方法においても対応可能であることから、直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>(略)</p>	<p>■ メタルの耐用年数について</p> <p>メタルの耐用年数の見直しを必要とする各社殿のご意見に賛同します。メタルケーブルについては、各社殿が指摘する「法定耐用年数以上に利用されているものが存在する点」に加え、「NTT東西殿が2020年代初頭にも一定程度のメタル回線が残ることを示していることから今後も長期的な利用が見込まれる点」も踏まえて、遅くとも平成25年度接続料の算定には、実態に即した耐用年数を適用出来るよう早期に見直しを実施すべきと考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1. 実績原価方式を適用するメタル回線接続料について</p> <p>(3)NTT 東西殿によるコスト削減の実現と方策の開示について</p> <p>平成23 年度当該接続料算定につきましては、算定対象となる平成21年度のNTT 東西殿会計処理において、土木設備の耐用年数の適正化(27年→50年)が図られました。しかし、架空メタルケーブル、地下メタルケーブルにつきましては、現状でも適正化が図られておらず、現状の利用状況に応じた法定耐用年数の適正化が平成23 年度会計において実施される必要があると考えます。</p> <p>(略)</p>	
11社連名	<p>2. メタル回線設備の利用実態に応じたNTT東・西におけるコスト削減方策の検討・実施</p> <p>(略)</p> <p>また、メタル設備に係る耐用年数については、現状、法定耐用年数が適用されていますが、法定耐用年数以上に利用されている設備も存在することから、利用実態を踏まえ、経済的耐用年数への変更といった見直しについて、直ちに実施すべきです。</p> <p>(略)</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1. 実績原価方式を適用するメタル回線接続料について</p> <p>(3)NTT 東西殿によるコスト削減の実現と方策の開示について</p> <p>(略)</p> <p>なお、メタル回線接続料等を構成する費用項目において、NTT 東西殿は利用回線の需要減少に応じたコスト削減に努めることが要請されていますが、結果的に回線需要減少に応じたコスト削減は実現されていません。要請されたコスト削減効果が見られないことは、競争環境が無い中でのNTT東西殿の自助努力によるコスト削減には限界があることを示していることから、NTT東西殿に対し、現在未利用となっている残置メタル回線コストを接続料算定の対象から段階的に除外すること等、NTT 東西殿自らのコスト削減インセンティブが機能する施策の検討を要望いたします。</p>	<p>■ インセンティブ規制の導入について</p> <p>NTT東西殿のコスト削減インセンティブが機能する施策の検討が必要とする各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>ドライカップ、回線管理運営費等のメタル回線に係る接続料が上昇傾向となる根本的な問題は、NTT東西殿において需要減に応じたレガシー設備に対する適切なコスト効率化が十分に進んでいないことにあるため、プライスキップ等のインセンティブ規制の導入は有効な手段であると考えます。</p>
11社連名	<p>2. メタル回線設備の利用実態に応じたNTT東・西におけるコスト削減方策の検討・実施</p> <p>(略)</p> <p>以上3点は、一意にNTT東・西におけるコスト削減に対する取組となりますが、実効性が見込めない場合は、インセンティブ規制であるプライスキップを設定する方策についても、導入に向けた検討が行われるべきと考えます。</p>	
KDDI株式会社	<p>2. 各項目に関する意見(レガシー系サービスにかかるもの)</p> <p>【ドライカップ】</p> <p>(略)</p> <p>また、受付申込システムに係るコストについても、需要が減退している中であるにも関わらず、メタル回線に係る各種システムの更改等が度々行われており、需要減に応じたコスト削減がなされていないと考えられます。そのため、利用実態に応じた必要最小限のコストで申込受付の運用が可能となる方策を検討すべきと考えます。</p>	<p>■ 回線管理運営費について</p> <p>回線管理運営費コストについて費用対効果に見合った最適化が必要とする各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>需要減が回線管理運営費の上昇の要因になっている状況を踏まえると、NTT東西殿には、需要減に見合った申込受付稼働等の適正化・低廉化を図って頂くことや、システム更改や機能追加を実施する際は、業務効率化による費用対効果が見込まれるものなどに限定して対処を行って頂く必要があると考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム	<p>1. 実績原価方式を適用するメタル回線接続料について</p> <p>(4)回線管理運営費の上昇要因について</p> <p>(略)</p>	<p>また、DSL・ドライカップ事業者には、「FAX送受信用帳票の電子メール化について(NTT東殿:平成23年5月2日付、NTT西殿:平成23年3月29日付)」として、NTT東西殿より協力依頼の案内があり、運用導入に向けた検</p>

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>システム開発にあたっては、NTT 東西殿の一時的な通知だけではなく、当該システム利用事業者の要望を踏まえ更改の有無を判断し、更なる追加機能開発が必要な場合にはNTT東西殿がその費用対効果を接続事業者へ十分な期間を設け説明し明確化した上で実施すべきと考えます。</p>	<p>討及び部分的な導入を実施した経緯がございます。システム機能追加といったコストをかけずとも運用の見直しにより、セキュリティ強化・業務効率化を図ることが可能であったにも拘らず、回線管理運営費の上昇要因となるシステム機能追加に踏み切った理由をDSL・ドライカッパ事業者にご説明いただく必要があると考えます。DSL事業者としましては、今回のシステム機能追加は、コスト削減の観点から、必要性に大きな疑問を感じております。</p>
TOKAIコミュニケーションズ株式会社	<p>2. 回線管理運営費について (略)</p> <p>よって上記の通りNTT東西のコストコントロールが十分ではないと考えられる以上、今後のシステム更改に際してはあらかじめ情報開示を行い、内容の妥当性、コスト削減効果の検証および接続事業者が対応するための時期の調整等を行った上でシステム更改の可否を決定することが必要です。</p>	<p>なお、各社殿からも強く懸念する意見が寄せられていることから、仮にシステム開発がしかかり中であった場合、システム機能追加する必要性及び費用対効果が明確になるまでは、開発を止めるべきと考えます。</p>
11社連名	<p>2. メタル回線設備の利用実態に応じたNTT東・西におけるコスト削減方策の検討・実施 (略)</p> <p>メタル回線を利用するサービスの申込受付に係るコストについては、需要が減退している中であるにも関わらず、メタル回線に係る各種システムの更改等が度々行われており、需要減に応じたコスト削減がなされていないと考えられます。そのため、当該コストの適正性を検証するとともに、利用実態に応じた必要最小限のコストで申込受付の運用が可能となる方策を検討すべきと考えます。</p>	
イー・アクセス株式会社	<p>2. 工事費・手続費及びコロケーション料金等</p> <p>■電気料について</p> <p>コロケーション費用の電気料は、前年比NTT東殿：約●%、NTT西殿：●%と大幅に上昇しております(当社比較)(注2)。上昇の要因は、調整額算入によるものと思われませんが詳細な情報は不明瞭であり、今後も電気料の動向は見通しが立たないため、予見性及び透明性を確保する観点からも、算定根拠の開示及びNTT東西殿主催の接続料改定の説明会において詳細な説明を実施すべきと考えます。 (略)</p>	<p>■ 電気料について</p> <p>電気料については、調整額が導入された結果、毎年度の料金額の上下変動が激しくなっており、接続事業者の事業計画に及ぼす影響が大きい一方で予見性が働かない状況となっております。そのため、現状の調整額の算定方法の適否を含めて早急に検証し、必要な見直しを講じるべきと考えます。</p> <p>また、電気料は実際の収支が明確である点が通常の接続料とは異なることから、調整額を含めた接続事業者の負担額とNTT東西殿の年度収支との関係を、平成23年12月のブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申の「コロケーション設備の減設に対応したコスト算定方法(電気料算定)の見直し」で問題提起された電気料の定格値での負担が公平性(接続事業者</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		間、もしくはNTT東西殿と接続事業者間)を損なっていないかといった観点も含めて、検証することが必要と考えます。
KDDI株式会社	<p>1. 基本的な考え方 (略)</p> <p>なお、今回の申請案における総務省の審査結果において一部保留となっている災害特別損失の扱いについては、接続料に算入されているコスト内容の透明性を確保し、関係者のコンセンサスを得ながら、その適正性について厳格に検証すべきと考えます。</p>	<p>■ 災害特別損失の扱いについて</p> <p>災害特別損失の扱いについては、透明性を確保の上議論することが必要とする各社殿のご意見に賛同します。</p> <p>当社意見書にて述べた通り、本来接続料原価に算入されるべきではない特別損失をやむを得ぬ理由で算入する場合は、第一種指定設備に關係の無いコストを確実に除外することが必要であると考えます。そのためには、NTT東西殿の情報開示を必須事項として算入コストの厳格な仕分けが必要と考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1.実績原価方式を適用するメタル回線接続料について (2)算定方法見直しに向けた検討の場の設定について (略)</p> <p>弊社共としては震災対応とはいえ、NTT 東日本殿における会計処理が先行して実施されたことにより、本来、接続料規則に規定がないものについて内容の精査を実施することなく、接続料へ算入することを性急に許可することは早計であると考えます。まずは弊社共が要望する算定方法の抜本的見直しに向けた検討の場において、当該接続料へ算入することについて議論を尽くし、接続料算定の在り方と併せて考え方を整理すべきと考えます。</p>	
TOKAIコミュニケーションズ株式会社	<p>3. 特別損失の取り扱いについて (略)</p> <p>今後は特別損失の取り扱いについて都度第3条を適用するのではなく、企業会計と接続会計の整合性の整理、接続料に算入することが妥当な特別損失であるか検証できる透明性を確保する仕組みを導入することが必要であると考えます。</p>	

以上